

ISSUE BRIEF

対日直接投資促進をめぐる動向

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 430(AUG.18.2003)

対日直接投資はどのように変わってきたか

1 対日直接投資政策の変遷

2 対日直接投資の現状

対日直接投資に何が期待されているか

日本は外国企業にとって魅力ある進出先か

1 対日直接投資の阻害要因

2 外資系企業にとっての対日直接投資のメリット

対日直接投資の一層の促進に向けて

経済産業課

はぎわら あいいち
(萩原 愛一)

調査と情報

第430号

近年、対日直接投資の促進を積極的に求める声が大きいの。特に、2003（平成 15）年 1 月の小泉総理大臣の施政方針演説¹で、「日本を外国企業にとって魅力ある進出先にするための施策を講じ、5 年後には日本への投資残高の倍増を目指す」ことが表明されて、対日直接投資促進に向けた動きは一段と活発になっている。

対内直接投資とは、外国投資家による会社設立、その国の企業への経営参加を目的とする株式取得及び長期の資金貸付などの活動を意味する。対日直接投資促進への積極的な姿勢の背後には、総理大臣の施政方針演説にあるとおり、「海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながる」という認識があり、日本経済の現在の停滞を打破するための役割が期待されている。また、国内の工場を閉鎖して中国をはじめ海外に拠点を移す企業が増え、地方においていわゆる産業の空洞化が進むなかで、地域経済再生に資するものとしても、外国企業の進出が望まれている。

本稿では、近年の対日直接投資の変遷と現状を概観し、我が国の経済に対してどのような効果が期待されているか、そのためにどのような施策が講じられ、また実施されようとしているのかをまとめた。

対日直接投資はどのように変わってきたか

1 対日直接投資政策の変遷

近年増加傾向にあるとはいえ、対日直接投資が低い水準にとどまってきたのには、政策的な要因も小さくない。そこで、第 2 次世界大戦以降の我が国政府の対日直接投資政策の変遷を簡単にたどってみよう²。

外資規制から資本自由化へ

第 2 次世界大戦後の我が国では、脆弱な国内産業を国際競争にさらすことなく保護育成していくことに力が注がれ、外資の導入は厳しく制限されていた。経済復興を支えるような外国資本のみ導入を許可するという、選別的な外資政策がとられたのである。しかし、1960 年代に入り、日本経済が活況を呈するようになると、貿易自由化とともに、資本取引についても自由化を求める外圧が強まり、1967 年の第 1 次資本自由化以降、順次、対象となる業種を拡大し、1973 年の第 5 次自由化によって、ほぼ 100%の自由化に至った。とくに、1980 年に外資法が廃止され、対日投資が「原則規制」から「原則自由」となったことで、政府の外資の受け入れ姿勢は大きく転換した。1984 年には経済対策閣僚会議で対外経済対策が決定され、通産省に対日投資円滑化委員会が設置された。また、日本貿

¹ 首相官邸ホームページ。<<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sisei.html>>

² 井上隆一郎編著『外資誘致の時代』日本貿易振興会 1998, pp.85-101.

易振興会（以下、JETRO とする）には、対日投資促進のための様々な体制が整備された。

対外摩擦回避のための外資誘致

しかし、1980年代の外資導入は、日本の貿易黒字の増大にともない生じた、外国からの対外不均衡是正の要求に応じるものであった。とくに、1980年代後半には、円高を背景として、日本から海外への直接投資が増加し、内外投資ギャップも問題となった。この時期に行われた日米構造協議や日本 EU 委員会閣僚会議では、投資摩擦の回避の必要が論じられ、投資の相互交流の促進が世界経済の調和的な発展に資するものとされた。

1990年6月に、政府は日米構造協議の最終報告を受けて「直接投資政策の開放性に関する声明」を出し、対日直接投資を積極的に呼び込む方針を明確にした。この声明では、外為法の手続の見直し、日本市場に関する情報提供への支援、海外企業の事業展開の円滑化を図るための金融上の支援、取引慣行の透明性が確保されるようなビジネス環境づくりに関わる民間への働きかけ等の諸施策の推進がうたわれた。こうして、対日直接投資を歓迎する機運は盛り上がっていったが、外国からの圧力による、摩擦回避のための対応という側面が強く出ていたのは否めない。しかし、日本経済が低迷し始めるとともに、対日直接投資を、日本経済の活性化に積極的に利用しようという姿勢が見られるようになった。外国の企業の誘致による経済活性化の試みは、1970年代以降、伝統産業の衰退に直面した欧米諸国がすでに行っていたことであった。

積極的な外資誘致へ - 対日投資会議の設置

1994（平成6）年に閣議決定された対外経済改革要綱を受けて、対日投資会議³が設置された。これは、内閣総理大臣を議長、経済財政政策担当大臣を副議長とする閣僚レベルの会議であり、この会議が対日投資促進のための新たな政策の立案を行っていく上での意見集約及び関連施策の周知を図ることとなった。会議の設置は、対日直接投資に政府として積極的に取組む姿勢を、より鮮明にしたものといえる。第2回会議（1995年6月）で出された「対日投資会議声明」では、諸外国から我が国への対日投資の歓迎を表明するとともに、対日投資促進施策リストを発表、第3回会議（1996年4月）の「M&Aに関する対日投資会議声明」は、国境を越えた企業の合併・買収（以下、M&A とする）のために企業の事業環境の整備をうたった。対日投資会議の下には関係行政機関や民間企業の代表者からなる専門部会が設けられた。これは、外国企業が円滑に日本に進出できるような環境整備のため、関係各省と協議を進めていくための組織である。第4回会議（1999年4月）では、専門部会が策定した「対日投資促進のための7つの提言」に基づいてさらに対日投資促進に力を入れることを具体的に内外に示した。

他方、2002年9月に、学者、ビジネスマン等、民間の有志12名が「対日投資促進民間フォーラム」（議長：榎原稔 三菱商事会長）を立ち上げた。フォーラムは、それまでの対日投資会議の声明にもとづく対日投資促進策の実行状況は満足できるレベルに達していな

³ 「対日投資会議」の概要、専門部会の報告や議事要旨等の資料は、内閣府の「対日投資会議」のホームページを参照 <http://www5.cao.go.jp/access/japan/jic_main_j.html>

いとして、対日投資拡大の阻害要因を分析し、それらを除去するための解決策や積極的な促進策 12 項目の提言⁴を作成した。これらの提言は、「対日直接投資拡大で日本経済の活性化を」としてまとめられ、総理大臣に手交された。

2003 年 3 月、4 年ぶりに開かれた対日投資会議は、外資誘致促進の決意が織り込まれた総理大臣の施政方針演説を受け、「対日直接投資促進策の推進について」を決定するとともに、同会議専門部会が検討し策定した 5 分野 74 項目にも及ぶ「対日直接投資促進プログラム」を発表し、今まで以上に積極的な行動をおこすこととなった。その具体的な内容は最後に触れる。

2 対日直接投資の現状

対日直接投資の 1990 年代以降の推移を見ると、件数は漸増傾向にあり、金額では、90 年代末には、大型の M&A などが行われたこともあって大きく伸びている（表 1）。しかし、我が国への直接投資は、欧米の主要国へのそれと比べると、桁違いのきわめて低い水準にある。日本の場合、GDP に対する対内直接投資額（ストックベース）の割合は 1.1% で、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツなどの先進欧米諸国に比し、著しく低い（表 2）。また、対外直接投資とのアンバランスも際立っている（表 3）。これだけのデータから見ても、対内外直接投資をめぐる日本の状況は、他の先進国とはかなり異なったものであることが推測できる。

表 1 対日直接投資の件数および金額の推移（金額 単位：億円）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
件数	1,271	1,072	1,135	1,272	1,304	1,301	1,542	1,705	1,842	1,497
金額	5,306	3,586	4,327	3,697	7,707	6,782	13,404	23,993	31,251	21,779

（出典）経済産業省『第 35 回外資系企業の動向』2003, p.104

表 2 主要国の対内直接投資（ストックベース、名目 GDP 比）（2000 年）（単位：10 億米ドル）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
対内直投残高	50.3	2,736.7	456.7	422.1	702.7	194.3	111.3
名目 GDP	4,454.6	9,872.9	1,407.8	1,884.2	1,310.5	703.9	361.3
対内/GDP	1.1%	27.7%	32.4%	22.4%	53.6%	27.6%	30.8%

（出典）同上 p.105

表 3 主要国の対外 / 対内直接投資額（ストックベース）比較（2000 年）（単位：10 億米ドル）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
対外直投残高	278	2,468	911	425	1,006	201	82
対内直投残高	50	2,737	457	422	703	194	111
対外/対内	5.5	0.9	2.0	1.0	1.4	1.0	0.7

（出典）同上 p.105

⁴ 対日投資促進民間フォーラムの提言 < <http://www.jcci.or.jp/mono/h1220ijfteigenn.pdf> >

対日直接投資の特徴としては、他に次の3点を挙げる事ができる。欧米の企業の割合が高いこと、製造業に比べ非製造業の割合が高く、さらに増加傾向にあること、M&Aの比重が高いことである。

外資系企業による雇用者数は、100万人を超えていると見られる。それでも、日本の全雇用に占める比率は2.3%にとどまり、米国の5.4%、ドイツの5.3%に比して低い⁵。

対日直接投資に何が期待されているか

対日投資会議の「対日直接投資促進策の推進について」において、「対日直接投資は、新しい技術や革新的な経営ノウハウをもたらすとともに、新商品、サービスの供給やリスクマネーの提供を通じて、雇用機会の確保にもつながるなど、構造改革を進め、日本経済を活性化する有効な手段である」としている。これら一般に対日直接投資のメリットと言われているものを、もう少し詳しく紹介しよう⁶。

優れた経営資源の移転

対日直接投資により、経営資源の移転が行われる。経営資源とは、様々な技術、研究開発力、特許・技術、ビジネスモデルなどの知的財産、人事・労務管理ノウハウ、マーケティング、ブランド、資金調達力、マネージメント能力などのことである。外資系企業の進出とともに経営資源が我が国にもたらされ、拡散することで、我が国の企業や経済の活性化が進むことが期待される。また、外資系企業と日本企業との経営ノウハウの融合により、新しい優れた経営ノウハウが産み出される可能性もある。とくに、M&Aにおいては、直接的な移転が行われ、短期的な成果が期待できるが、それに限らず、外資系企業の進出がもたらす経営資源は、経済のグローバル化への対応を迫られている我が国の企業にとっての刺激となる。

消費者利益の拡大

外資系企業により、今までに我が国にはなかった新しい商品やサービスが提供されるとともに、競争が促進されるので、消費者の利益が拡大する。また、進出した企業が我が国固有のやり方にとらわれずにその市場で行動することで、今まで当然とされてきた我が国の商習慣や規制が打破されるきっかけが作られる。さらに、それが経済の効率化をもたらす、従来の商品やサービスの質の向上や価格の低下となって現れ、消費者利益として還元される。

新たな国際経済関係への参加

直接投資が、対外、対内の双方向で活発に行われることにより、我が国は国際経済の均

⁵ 日本貿易振興会（JETRO）が2002年10月に発表した「外資系企業雇用調査」による。
< <http://www.jetro.go.jp/ged/j/press/2002/pdf/1022.pdf> >

⁶ 第一勧銀総合研究所『対日直接投資促進施策の評価と今後のあり方に関する調査研究』2001, pp.4-8.

衡のとれた発展に寄与することになる。我が国の資源を外国の企業にも開放することで協動的な国際関係の形成に貢献することにもなる。

また、対日直接投資は、地域経済活性化に資するものとしての期待も大きい⁷が、具体的な効果として次のようなものがあげられている⁷。

雇用機会の創出

外国企業の進出によって雇用が創出される。70年代の欧米諸国では、伝統的な製造業が地方から撤退するなどして、失業率の増加が深刻となり、その対策として、積極的な外国企業の誘致が図られた。我が国では、海外への生産拠点の移転により、地方における雇用問題は深刻化しており、その解決策として、外国企業の進出が期待されている。さらに、雇用の確保は、人口の増加、税収の増加など、様々な波及効果が期待できる。

税収の増加

地方自治体にとっては、企業の立地により、法人事業税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税などの税収が期待できる。とくに、一般に外国への進出を企図する企業は、その土地でも十分利益をあげられるという見通しを持っていることが多く、現実には、我が国に進出した多くの外国の企業は高い利益率を上げているといわれている。ただし、地方自治体は、誘致のためのインセンティブとして、これら税の減免を行うこともある上、進出企業から直接的な税収が得られるのは進出後数年経ってからとなることが普通である。

地域の企業への波及効果

進出企業が、原料の調達等で、その地域の既存企業と直接的な取引関係に入ることによって、地域全体への波及効果が見込まれることになる。新たな企業の進出は、直接的な取引だけでなく、物流業者、金融機関等、企業運営を支援する産業の取引拡大にも寄与する。また、地域の産業の競争力強化にもつながる。進出企業と競合する業種の既存企業にとっては、一見脅威であり、競争激化により既存企業の淘汰を引き起こす危惧もあるが、中長期的に見ると、互いに競い合うことで、他の地域にない競争力をもつことになる。

その他、同種あるいは類似した業種の産業が集中していることの多い我が国の地方都市にける産業の多様化、地域の国際化など、様々な効果が期待できると見られている。

日本は外国企業にとって魅力ある進出先か

1 対日直接投資の阻害要因

前節で見たように、対日直接投資の効果として、様々なメリットが指摘されている。こうした効果を期待して対日直接投資を促進しながらも、なおその水準が低いとすれば、一体何が対日直接投資を阻んでいる、あるいは阻んできたのであろうか？

⁷ 経済企画庁『外資誘致が地域経済に与えるインパクト』1998, pp.130-138.

まずあげられるのは、コストの高さである。土地等の不動産はもとより、電気・ガス料金なども欧米先進諸国と比べてもかなり高く、それに加えて、人件費の高いことも阻害要因となってきた。次いで、いわば非経済的障壁ともいうべき、多くの規制や習慣等である⁸。「対日投資促進民間フォーラム」は、提言の中で、それらを、次の3点に集約し整理している⁹。

直接的要因：法律等で明文化されているもの

様々な規制がそれにあたるが、近年は、規制改革により、かなり緩和されてきている。また、会計制度や企業関連の法制は、この数年に、経済のグローバル化に対応して多くの改正がなされ、法的には外資が参入し易い投資環境が形成されつつある。しかし、なお妨げとなっているものも多く、とくにM&Aがスムーズに行われるような措置が望まれている。

実態的要因：法律等で明文化されていないが、実態として存在する複雑かつ不透明な手続・慣習

法律や規則の運用や具体的手続きに係るもので、行政の対応や姿勢が問われる場合が多い。不透明な行政指導、複数官庁にまたがる煩雑な諸手続など、内外からの批判が多い。また、業界の閉鎖性や、我が国独特の商習慣などもこのカテゴリーに入れられるが、これらは、逆に、外資導入の刺激により打破されることが望まれてもいる。

間接的要因：外国人向けの生活環境の未整備状態や日本人の外国人・外資に対する心理的抵抗感

我が国は、医療、教育等の面で、外国人が長期滞在しにくいとされている。また、外資の進出を、「黒船来襲」にたとえたり、M&Aに「乗っ取り」といったイメージが付与されるなど、外資規制時代の名残ともいえるべき外資アレルギーが根強い。

2 外資系企業にとっての対日直接投資のメリット

これらの阻害要因にも関わらず、外国企業が対日直接投資を行うとすれば、いかなる理由からであろうか？あるいは、我が国は、どのような点を日本進出のメリットとして宣伝して、外資誘致を行うのであろうか？

グローバル化の結果、企業が国を選ぶと言われている今日、外国の企業にとって、我が国の魅力は、まず第一に、日本の経済規模と市場の大きさ、消費水準の高さである。生産拠点として我が国を見た場合、前節で指摘したとおり、人件費の高さは阻害要因であるが、裏返して考えると、それは購買力の高さを意味しているのであり、高付加価値製品の販売の拠点としての意義は大きい。次いで、労働者の質の高さや勤勉さ、投資先として安定した社会などがあげられる。

他方、外資誘致に力を注いでいるJETROはその英文ホームページに、次のような「日

⁸ 井上隆一郎 前掲書, p.171.

⁹ 対日投資促進民間フォーラムの提言（前掲注4）

本進出の 10 の利点¹⁰」を掲げ、PRを行っている。

世界第二の規模の市場　アジア経済の拠点　高い能力を有する豊富な人的資源　革新的技術力　ビジネスのための効率の良いインフラストラクチャー　投資のための法制の整備　日本における直接投資の成功例　ビジネス・コストの低減傾向　豊富な市場チャンス　良好な生活環境。

このうち、から までについては、それらを我が国経済の魅力として宣伝することは驚くにあたらないが、それ以外の項目は、若干説明を要する。については、この数年の対日投資促進の政策が実を結びつつあり、外資にとっての法的、制度的な障害が除かれつつある段階である。表 4 は、対日投資会議専門部会の「対日投資促進のための 7 つの提言」(1999 年)と、それを踏まえた上での制度上の主な改正状況をまとめたものである。については、我が国では、多くの外資系企業が、日本企業を上回る収益と生産性を達成しているとし、日産を再生させたルノー、日本に新しいコーヒーショップのスタイルを定着させたスターバックスなどを成功例として挙げている。については、高コスト構造こそ阻害要因の最たるものとされてきた。しかし、近年、人件費、オフィス賃料、通信費などのコストが低減傾向にあり、JETRO が 2003 年 6 月に発表した「第 8 回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査¹¹」でも、在日外資系企業の多くが、我が国のビジネス環境は改善しつつあると見ているという結果が出ている。皮肉なことに、日本経済を苦しめているデフレが逆に外資参入の追い風となっている。については、我が国でチャンスのあるビジネス分野として、IT、環境、医療・福祉、ナノテクノロジーなどを挙げているが、IT 関係はすでに大きな市場を形成しており、医療・福祉は、我が国の社会の急速な少子高齢化に対応して今後発展の見込まれる市場である。また、環境、ナノテクノロジーなどは、我が国がリードしている技術分野として、ビジネス・チャンスが存在すると見られている。

の生活環境については、外国人が我が国に駐在する上で、利便性、治安の良さなどが挙げられるが、前節で見たように、外国人向け医療や教育などで未整備な部分も多く残されており、間接的阻害要因として挙げられるものでもある。

上記の「第 8 回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査」は、2003 年 3 月に行われたアンケート調査であるが、日本、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシアの東アジア 8 ヶ国・地域の中で、ビジネス環境という視点からのイメージ比較も行っている。その総合ランキング第 1 位となったのは我が国で、「製品・サービスの販売市場としての重要さ」に最も多く回答が集まったほか、「専門的・有能な人材確保の容易さ」、「IT を活用できる環境の整備」などが強い点として、高い支持が得られた。逆に、支持の低い項目は「用地価格、賃借料等の事業コストの安さ」「法人税、所得税などの税負担の低さ」「低廉・良質な人材確保の容易さ」であり、改善しつつあるとはいえ、人件費を含む高コスト構造、税負担が、なお、対日投資を阻む大きな要素となっていることがうかがえる。

¹⁰ < <http://www.jetro.go.jp/investjapan/index.html> >

¹¹ < <http://www.jetro.go.jp/ged/j/press/2003/20030612.html> >

なお、2位には中国が僅差で急迫しており、我が国にとって、対内投資の最大の競合国は中国となっている。中国も市場としての重要性に大きな期待が寄せられている。

表4 「対日投資促進のための7つの提言」(1999年)の実施状況

7つの提言	提言を踏まえてこれまで実施した政策
企業経営に関わる諸制度の整備の一層の促進	連結財務表の強制運用(H11.4) 連結納税制度の施行(H14.8) 金庫株の解禁(H13.6) 株式交換・移転制度の創設(H11.12) 会社分割制度の創設(H12.5) ストックオプション等株式制度の見直し(H13.11) 企業統治関連の改正(H14.5) 民事再生法の施行(H12.4) 労働者派遣事業の派遣対象業務の原則自由化(H11.12) 有料職業紹介事業の取扱いの原則自由化(H11.12) 確定拠出年金法の施行(H13.10)等。
規制緩和の一層の促進	規制緩和推進3ヵ年計画(H13.4~) 今後の経済財政運営と経済社会の構造改革に関する基本方針(H13.6) 改革工程表(H13.9) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(H14.6) 構造改革特区推進プログラム(H14.10)等。
インターナショナルスクールの設立・運営の円滑化	廃校となった公立学校施設のインターナショナルスクールへの転用の容易化(H11.9) 日本政策投資銀行によるインターナショナルスクールへの定額融資、大学入学試験検定の受験資格緩和(H11)等。
医療に関する外国人向けの情報提供の充実	外国語で診療可能な医療機関の(言語に関する)広告自由化(H13.1)及び大学病院医療情報ネットワークのHPにおける国立大学病院の医療機関の情報提供等。
地域別対日投資促進協議会による国と地方公共団体との連携の促進	各地域ブロックの経済産業局を中心に「地域別対日投資促進協議会」を組織し、地域に対する投資関連情報の提供等を実施。
対日投資に関する総合的な情報提供体制の確立	対日投資センター情報センター、JETRO、地方自治体、日本政策投資銀行、地域整備振興公団等における投資関連情報サイトの創設及び相互リンクによって総合的な情報提供を実施。
苦情・要望に対する迅速な対応	OTO事務局、地域別対日投資促進協議会、地方自治体、JETRO等において対応。

(出典) 経済産業省『通商白書』2003年版, p. 118.

対日直接投資の一層の促進に向けて

1994年の「対日投資会議」の設置により、直接投資促進のための積極的な施策がとられるようになって、10年近くが経過しようとしている。特に、1999年に出された「対日投資促進のための7つの提言」を踏まえて、すでに、表4で見たように、様々な施策が打ち出され、実施されている。2003年3月の第5回対日投資会議でとりまとめられた「対日投資促進プログラム」では、(1)内外への情報発信 (2)企業の事業環境の整備 (3)行政手続きの見直し (4)雇用・生活環境の整備 (5)地方と国の体制・制度の整備の5分野において、これから早急に実施に移すべき具体的な施策が列挙されているが、それらに

は、すでに述べたように「対日投資促進民間フォーラム」の提言が反映している。これら5分野と、各分野のそれぞれに含まれた課題は表5のとおりであるが、さらに、各課題には、具体的に推進すべき施策全74項目と、それを実施する関係府省庁、機関などが列挙されており、検討や実施開始の期限なども示されたきめの細かいプログラムとなっている。

表5 「対日投資促進プログラム」の重点分野と課題

分野	課題
(1) 内外への情報発信	あらゆる機会を通じ、対日投資歓迎という日本の基本方針を積極的に外国に発信する。 対日投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く国民の理解を求める。
(2) 企業の事業環境の整備	国境を越えた合併・買収が容易に行えるように、国内の制度を改善する。 企業情報の透明性・信頼性を高め、企業統治の強化を促す。 新規事業を始めることを容易にする。 公共サービスなど、より多くの分野で外国企業の能力が十分活用できるようにする。 対日投資を支援する法律などのサービスを受けやすくする。
(3) 行政手続の見直し	投資するときに必要な行政の情報を一元化し、手続をより明確に、簡素に、迅速にする。 投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化するノーアクション・レター制度*の手続の活用を一層促進する。
(4) 雇用・生活環境の整備	多様な働き方に対応した労働市場の改革を推進するとともに、公的年金制度の二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐことが必要。 入国、在留関係の制度を改善する。 インターナショナルスクールに関係する制度を整備するとともに、ビジネスの即戦力として使える日本人の育成にも努力する。また、外国人留学生受け入れ環境の整備等を図る。 外国人医師の受け入れを拡充する。
(5) 地方と国の体制・制度の整備	地方自治体は率先して積極的な外資誘致に努める。国等はこれを支援する。 構造改革特区制度を一層活用できるようにする。 対日投資促進について、国等の体制を整備する。

(出典)対日投資会議専門部会報告(2003年3月27日) <http://www5.cao.go.jp/access/japan/jic_main_j.html>

*法令適用事前確認手続。民間企業等が、自己の事業活動に係る具体的行為に関して、その行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ担当の行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、その回答を公表するという手続。

このうち、(2)企業の事業環境の整備において、外国企業にとって評判の悪い我が国のM&Aに関する制度の改善に、特に期待が寄せられているが、そのための会社法制その他関係の法律の見直し等が日程に上がっている。また、すでに実施に移されたものとしては、

外資誘致支援自治体の決定（それらの自治体の対内直接投資推進事業に対して JETRO を通じて支援）や、対日投資促進のための窓口の設置（情報提供する窓口を省庁ごとに一本化する）などがある。

しかしながら、この「対日投資促進プログラム」に対しては、次のような批判もある。外資誘致の手續等の改善が中心となっており、我が国の企業にとってさえ負担で、海外に逃避する一因となっている高コスト構造や、それを支えている時代遅れの多くの規制の改革を対象としていない¹²。

法人税率の引き下げをはじめ、企業の投資先決定において大きな要因となる税制が対象となっていない¹³。最も基本的な課税ルールの明確化も盛り込まれていない¹⁴。

税の問題に関しては、対日投資促進民間フォーラムの提言においても、実効税負担率の高さを、先に触れた「直接的阻害要因」のひとつにあげ、抜本的な税制改革等を求めているが、このプログラムには生かされなかった。

こうした具体的な指摘以外に、全体としてまだ生ぬるい、政府の強いリーダーシップこそ必要、この問題に取り組むには省庁縦割りではなく、米国の通商代表部のような一本化した仕組みが必要、といった声もある¹⁵。

対日直接投資そのものについても、現時点では雇用等の面で過大な期待はできないし、他の効果も限定的、という見方もある¹⁶が、経済のグローバル化の時代にあって、対日直接投資推進のための施策は今後も強化されていくであろう。

主な参考文献（脚注に引用されたものを除く）

- ・国際貿易投資研究所『対内直接投資の促進に関する研究』1998.
- ・経済企画庁『機運高まる自治体の外資誘致』1999.
- ・日本貿易振興会『ジェットロ貿易投資白書』2002年版.
- ・「特集 M&A で膨らむ対日直接投資」『ジェットロセンサー』52巻617号, 2002.4, pp.9-36.
- ・「特集 対日直接投資による経済の活性化を考える」『経済産業ジャーナル』35巻12号, 2002.12, pp.3-17.
- ・「特集 対日投資の促進と経済の活性化」『日本貿易会月報』602号, 2003.5, pp.10-41.
- ・「特集 外資系企業誘致」『産業立地』492号, 2003.2, pp.2-40.

¹² 石田護「「高コスト・税・規制」改革でまず環境整備を」『金融財政』2003.4.14, pp.2-6.

¹³ 同上

¹⁴ 『朝日新聞』2003.7.19.（外資系企業の国際取引を税務当局が租税回避行為として追徴課税を行う事例が増加しているという報道に関連して触れられた批判）

¹⁵ 「低迷経済のカンフル剤に対日投資拡大」『世界週報』2003.5.6-13, p.71.

¹⁶ 佐野孝治「グローバリゼーション進展下における対日直接投資と地域開発」『商学論集』71巻3号, 2003.2, pp.13-17.